

# 家族經營協定締結事例

## 【經營方針】

## 平成 27 年度 家族経営協定に関する実態調査

### 家族がパートナー！未来が見える農業経営

○個人・法人名 齋藤 憲之・雅代・憲夫・とし子

○所在地 宮崎県小林市

○生産品目 肉用牛

○締結年 平成 27 年



○締結範囲

構成員	年齢	認定農業者	青年就農給付金 受給者	農業者年金
経営主	30代	○		○
妻	30代			○
経営主の父	70代			○
経営主の母	60代			

※経営主の父は、経営外で締結。

○締結のきっかけ

父が牛の受精業と併せて和牛生産を行っていたが、後継者の就農をきっかけに和牛の増頭と畜舎の移転・拡大を図った。

しばらくは、すべて父の経営判断で経営方針や事業計画等の策定を行ってきたが、父の農業者年金受給を機にすべて経営移譲を受け、本格的に農業経営に取り組んだ。

人工受精の受託は業務量の変動大きく、肉用牛繁殖との両立するためには、家族全員で、農業の目的や事業計画、意思決定の参画など農業経営の役割分担を明確にする必要があるため、家族経営協定の締結をする運びとなった。

○締結の効果

協定締結後は、それぞれの役割分担における責任や定期的な話し合いによる飼料作物の作付け計画や機械導入・更新の計画の策定など、皆で農業経営に参画できる環境づくりができた。

また、計画的な農業経営を実施できることで、時間的な余裕もでき、定期的な休暇や畜産関係の部会や団体等の役員を任されるようになり、様々な情報収集や個人のスキルアップなど家族全員の資質向上も図られた。

## 平成 28 年度 家族経営協定に関する実態調査

## 二人三脚の経営発展のための環境づくり

○個人・法人名 ストロベリーファン

○所在地 茨城県古河市

○生産品目 イチゴ

○締結年 平成 26 年



○締結範囲

構成員	年齢	認定農業者	青年就農給付金 受給者	農業者年金
経営主 中島 康仁	30代		○	
妻 起世	40代		○	

○締結のきっかけ

農業がしたいという思いから様々な県に問い合わせを行い、茨城県に夫婦で新規参入した。その際に青年就農給付金制度の説明があり、その受給に伴い、家族経営協定の締結を勧められ、今後の農業経営の発展のためにも結ぶこととなった。

○締結の効果

就農当初から2人で農業経営をしていくという気持ちを持っていたが、締結を結ぶことにより、作業の進め方を話し合い、共同経営者としての意識を持って農業をしている。また、お互いの役割分担もはっきりした。

さらに経営方針についてはよく考えるようになった。栽培品目はイチゴだけだが、収益の無い時期について話し合うようになり、起世さんは他品目の栽培を、康仁さんは6次産業化に着手しイチゴのジャム作りを検討するなど、それぞれ興味のある分野で経営を発展させようと試みている。

# 家族経営協定締結事例

## 【生活面の役割分担】

## 平成 27 年度 家族経営協定に関する実態調査

## ワーク・ライフ・バランスと家族・経営の一体感が実現

- 個人・法人名 石上重徳・菜穂美
- 所在地 青森県八戸市
- 生産品目 輪菊、小松菜(冬季)
- 締結年 平成28年
- 締結範囲



構成員	年齢	認定農業者	青年就農給付金 受給者	農業者年金
石上重徳（経営主）	30代	○		○
菜穂美（妻）	20代			○

## ○締結のきっかけ

我が家のライフプランを作成する中で、仕事と生活のバランス(ワーク・ライフ・バランス)取りながら経営を進めていくには、妻や家族の協力及び理解が必要不可欠であることを認識した。

そこで、農業面及び生活面に関する約束事を取り決めるため、口約束ではなく、書面で締結することとした。

また、ライフプランの中で年金加入の必要性を感じ、協定締結により農業者年金の国庫助成を活用できる事も知り、家族経営協定締結への後押しとなった。

## ○締結の効果

- ・家族と過ごす時間を増やすため、作業効率を考えた農作業計画を立てて実践するようになった。
- ・経営主の役割分担に家事育児の補助や、就業条件に特別休暇(産前産後育児)の取得等を取り決めたことにより、夫婦共に子供と接する時間が増え、子供の成長を間近で感じることができる。
- ・家事や育児等への従事時間も農作業と同様に労働時間とみなした事で、主に家事等に従事している妻も家族と一緒に働いているという一体感が、家族全員に生まれた。
- ・我が家の経営を見直すことができ、5年後、10年後の近い将来から定年後の夢などについても話し合う機会が増えたことで、目標達成に向けて、お互いが協力しながら進むことができる。

## 平成 27 年度 家族経営協定に関する実態調査

## 互いを尊重し、役割を担うトマト栽培

○個人・法人名 尾畑雄一・恵美子

○所在地 岐阜県海津市

○生産品目 トマト

○締結年 平成 27 年

○締結範囲



構成員	年齢	認定農業者	青年就農給付金 受給者	農業者年金
尾畑雄一（経営主）	40代			
恵美子（経営主）	40代		○	

○締結のきっかけ

平成 26 年 5 月に、雄一氏が岐阜県就農支援センターに研修生として入所し、研修の中で家族経営協定について学んだ。雄一氏は、前職がサラリーマンであったため、就業規則を決めることに違和感はなく、家族経営であっても就業規則や役割分担を明文化することは大切であると率直に思った。

その後、就農計画を作成するにあたり、夫婦で共同経営を行うと決め、家族経営協定を締結した。また、妻が青年就農給付金を受給する際の要件になっていたこともきっかけの一つである。

○締結の効果

- ・夫婦での会話が増えた。また、第二子が誕生し、ライフサイクルに変化があるので、農業経営の部分、生活の部分で役割を調整することも多くなり、話し合いにより日々の作業を調整している。

- ・夫の育児参加、家事参加が以前より増加した。生活面では、精神的にも充足している。家族経営協定書に定めた目標「ワーク・ライフ・バランスのとれた健康的な職場の実現」が実践されている。

- ・生産面では、就農 1 年目が経過するところで、栽培管理で失敗したことも多く計画した目標反収に届かなかったが、1 年目の失敗は夫婦二人で分析、反省し、2 年目に修正することで目標に繋がりたいと思っている。

- ・経営主は、失敗も成功も自己責任であり多くの判断をしなければならないが、夫婦が共に経営主であることで精神的な支えが互いにある。今後は、より互いを尊重し、経営の安定化を図りたい。

家族経営協定締結事例

**【仕事面の役割分担】**

## 平成 27 年度 家族経営協定に関する実態調査

## 個性が光る夫婦「森安流パートナーシップ」

- 個人・法人名 森安晃司・森安かな
- 所在地 岡山県備前市
- 生産品目 小松菜、チンゲンサイ、水稲
- 締結年 平成 23 年



## ○締結範囲

構成員	年齢	認定農業者	青年就農給付金 受給者	農業者年金
森安晃司（経営主）	30 代	○		
かな（妻）	40 代	○		

## ○締結のきっかけ

森安夫婦は農業大学校で知り合い、晃司氏は卒業後、備前市で野菜を栽培している農業士のもとで半年間研修を受けました。結婚後かな氏の卒業を待ち、農地を借り受け H16 年に就農。小松菜、チンゲンサイ、水稲と作目を増やしてきましたが、ほとんどの作業を二人で進めているため、規模拡大に伴い、作業の効率性や方針決定に課題も出てきていました。

H22 年、農業普及指導センターが家族経営協定を提案したことで、改めて夫婦で労働条件や役割分担等の話し合うことになり、平成 23 年 2 月に協定を締結しました。

夫が軟弱野菜・経理、妻が水稲を担当することで、責任の所在をはっきりさせる機会となり、更に認定農業者の共同申請も行いました。

## ○締結の効果

協定を締結したことで、それぞれの担当部門の作業管理や販売を責任者が主体的に決めるようになりました。

夫は全国農業青年クラブ連絡協議会副会長、妻は県農業士や「おかやま農業女子」共同代表を務めるなど多忙なため、作業時間を早朝、または夜間に設定するなどして、日中の活動時間を確保するよう工夫しています。

夫婦それぞれが各種組織・団体の役員として外出することも多いため、留守中については、責任者がパートナーに作業の指示を出しています。逆に仮に失敗しても「後を任せた自分の責任」と自覚できるようになったとのこと。

表舞台でも個性を発揮しているお忙しいお二人ですが、お互いの営農方針をしっかりと話し合い、協力しあうことで、共同経営を実現しています。



## 平成 27 年度 家族経営協定に関する実態調査

## 作目と部門の分担で全員が活躍できる経営を！

- 個人・法人名 矢郷 史郎、矢郷 幸枝、  
矢郷 昌行、矢郷 美千子
- 所在地 神奈川県小田原市
- 生産品目 柑橘、キウイフルーツ、オリーブ  
自然薯
- 締結年 平成 27 年



## ○締結範囲

構成員	年齢	認定農業者	青年就農給付金 受給者	農業者年金
矢郷 史郎 (夫)	30 代	○		
矢郷 幸枝 (経営主)	30 代	○		
矢郷 昌行 (父)	60 代	○		○
矢郷 美千子 (母)	60 代	○		○

## ○締結のきっかけ

数年前に娘夫婦が結婚し、農業を継ぐことになった。夫婦は農外からの経営継承であったため、家族それぞれの役割と活躍できる場を明確にする目的で、家族経営協定を締結し、担当する作目や業務部門を決めた。

また、ほぼ同時期に農業経営改善計画の共同申請を行い、今まで父だけが認定農業者だったところを、家族全員が認定農業者となった。

## ○締結の効果

仕事を柑橘、オリーブ、加工関連、簿記記帳に分けたことで、それぞれ責任をもってあたることができるようになった。特にオリーブは小田原市内でも新しい取り組みであり、柑橘を娘夫婦が担当する事で、父がオリーブの栽培技術を学ぶ時間を確保しやすくなった。

また、協定の中では就業条件や家族行事についても定めており、家族がお互いを思いやりながら経営を発展させていく方針を共有している。